

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐伯市長 田 中 利 明

市町村名 (市町村コード)	佐伯市 (44205)	
地域名 (地域内農業集落名)	鶴見地区 (吹浦、地松浦、沖松浦、有明浦)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<現状>

鶴見地区は佐伯市の東部に位置し、温暖な気候を活用し、柑橘類が多く栽培されている。吹浦、松浦、有明浦の山裾には狭隘(きょうあい)な畑地が、段々畑には樹園地が点在している。

<課題>

地域によっては農業者が70歳以上が中心であり、後継者が未定であるため、今後新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

入作を希望する認定農業者や認定新規就農者、企業参入を促進するとともに、露地柑橘、レモンを中心に推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本とし、その周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業者、法人への農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手がいなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
保全組織、自治会、法人等と協力し地域の農地を守っていく。 法人の後継者としては、現役員や構成員の家族を中心に育成していく方針とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
法人や担い手の体制の状況によっては作業委託も検討する方針とする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①について

鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

⑤について

温暖な気候を活用し、柑橘類の生産や産地づくりに向けた取組を行う。

⑦・⑧について

保全組織の活動を中心に農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。